

## 《様式1-1、2-1、3-1の共通説明》

### ※1 《注1》安全推進者の選任 様式3-1(非工業的業種のみ)

「安全推進者の配置等に係るガイドライン」により、労働安全衛生法により「安全管理者」又は「安全衛生推進者」の選任が義務付けられていない業種（「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種」といいます。）で、常時10人以上の労働者を使用する事業場では、安全の担当者（これを「安全推進者」といいます。）を配置することとされました。

### ※2 《注2》安全宣言活動の概要

労働災害を防止するためには、企業トップが労働災害防止のための方針、目標を設定し、その実現のための努力をすることが重要です。また、働く者一人ひとりが安全に対する意識を高く持ち、危険に対する感受性を高めることも必要です。このため、「私は〇〇△△します」と職場全体の基本ルールや自分の行動を具体的に記入した「安全作業宣言」を作成して、作業場、休憩所、更衣室ロッカー等に掲示するとともに、朝礼時等を活用して全員で声を出して唱和する活動です。

### ※3 《注3》リスクアセスメントの概要

様々な危険の芽（リスク）を洗い出し、そのリスクの危険度を評価して、災害に至る前にリスクの除去・低減措置を行うものです。リスクの危険度の評価は、労働災害（健康障害を含む。）の重篤度（災害の程度）と、その災害が発生する可能性の度合を組み合わせて評価することが重要で、その上で優先度を決めてリスクの除去又は低減措置を検討し、その結果を記録するようにしましょう。リスクアセスメントによって検討された措置は、安全衛生計画に盛り込み、計画的に実施する必要があります。その手順は概ね次のとおりです。

#### 記入に当たっての注意事項

「実施中」：「実施している最中」あるいは「既に実施済みの場合」をいう。

「実施準備中」：実施に向けて準備している段階であり、概ね2か月以内に実施に入れる状態をいう。

「実施予定」：実施することは決まっているが、まだ実施に向けて準備に入っていない状態、あるいは、準備に入っているものの、まだ初期の段階で実施には概ね2か月を超えることが予想される状態。

「予定なし」：実施することが全く予定されていない状態。

「取扱いなし」：化学物質の製造、取扱いがない。

### ※4 《注4》職場復帰支援プログラムの概要

職場復帰支援についてあらかじめ定めた事業場全体のルールで、心の問題で休業している労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするため、休業の開始から通常業務への復帰までの流れをあらかじめ明確にしておくことです。事業者は、衛生委員会等において調査審議し、産業医等の助言を受け、以下の要領で策定し、組織的かつ計画的に行われるよう取り組んでください。

- 1 職場復帰支援プログラムは、職場復帰支援の標準的な流れを明らかにするとともに、それに対する手順、内容及び関係者の役割等について定めます。
- 2 職場復帰支援プログラムを円滑に実施するために必要な関連規程等や体制の整備を行います。
- 3 職場復帰支援プログラム、関連規程等及び体制については、労働者、管理監督者及び事業場内産業保健スタッフ等に対し、教育研修の実施等により十分周知します。

## ※5 《注5》「ストレスチェック」の実施について

平成26年6月26日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(これを「ストレスチェック」といいます。)が平成27年12月1日から施行されています。ただし、労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務となっています。

## ※6 《注6》メンタルヘルス対策支援について

長野産業保健総合支援センターでは、メンタルヘル스에詳しい専門家によるメンタルヘルス支援サービスを提供しています。専門家が職場に出向いて、例えば、次のような内容について無料で支援を実施しています。

- ◆ 心の健康づくり計画の策定支援
- ◆ メンタルヘルス研修(1事業場1回2時間程度)の実施
- ◆ ストレスチェック導入支援

支援を希望する(監督署からセンターへ連絡)に○印等をされた場合、労働基準監督署・長野労働局から同センターへ連絡し、取次ぎます。その際、貴社のメンタルヘルス対策の取組状況(安全衛生年間計画書に記載された内容に限る)を同センターへ情報提供させていただきます。後日、同センターから連絡をさせていただきます、詳細を決めさせていただきます。また、同センターへ支援を直接お申込みいただいても構いません。

長野産業保健総合支援センター(長野市中御所 1-16-11 鈴正ビル2階)

TEL:026-225-8533、FAX:026-225-8535

URL:<https://www.naganos.jphas.go.jp/>

## ※7 《注7》受動喫煙防止対策

平成26年6月26日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ、「全面禁煙」、「喫煙室の設置による空間分煙」、「たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置」等、適切な措置を講ずることが事業者の努力義務となり、平成27年6月1日から施行されています。

また、病院、学校、行政機関の庁舎等は敷地内禁煙(令和元年7月1日施行)、飲食店、事務所、工場等は原則屋内禁煙を内容とする改正健康増進法が令和2年4月1日より全面施行されています。